

件名	愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例					
主管課	保健福祉課					
根拠法令等	生活保護法、生活保護法施行規則					
<p>【改正の概要】</p> <p>知事の権限に属する事務のうち市町が処理するものを定めている本条例について、生活保護法の一部改正に伴い、根拠条文のずれが生じたことから、所要の規定整備を行うもの。</p> <p>【改正内容】</p> <p>条例別表（第2条関係）の規定を、次のとおり改正する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>改正案</th> <th>現行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 18 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)の3 法第50条の2（<u>法第54条の2第5項及び第6項並びに第55条第2項</u>において準用する場合を含む。）の規定に基づく名称等の変更等の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務 </td> <td> 18 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)の3 法第50条の2（<u>法第54条の2第4項及び</u>第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく名称等の変更等の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務 </td> </tr> </tbody> </table>			改正案	現行	18 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)の3 法第50条の2（ <u>法第54条の2第5項及び第6項並びに第55条第2項</u> において準用する場合を含む。）の規定に基づく名称等の変更等の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務	18 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)の3 法第50条の2（ <u>法第54条の2第4項及び</u> 第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく名称等の変更等の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務
改正案	現行					
18 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)の3 法第50条の2（ <u>法第54条の2第5項及び第6項並びに第55条第2項</u> において準用する場合を含む。）の規定に基づく名称等の変更等の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務	18 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)の3 法第50条の2（ <u>法第54条の2第4項及び</u> 第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく名称等の変更等の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務					
施行日	公布日					
<p>【その他参考事項】（事務の内容）</p> <p>生活保護法では、被保護者に医療扶助や介護扶助を行うためには、医療機関等を指定する必要がある、その申請の受理や県への送付事務について、愛媛県事務処理の特例に関する条例に基づき、各市（松山市を除く）へ移譲している。</p> <p>なお、指定された医療機関等において、変更等が生じた場合も届出が必要となっている。</p>						